

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 6 年10月16日

【会社名】 エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー
(HSBC Holdings plc)

【代表者の役職氏名】 暫定グループ最高財務責任者 ジョナサン・ビンガム
(Jonathan Bingham, Interim Group Chief Financial Officer)

グループ最高人事責任者兼ガバナンス・オフィサー
アイリーン・テイラー
(Aileen Taylor, Group Chief Human Resources and Governance Officer)

【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号 パレスビル 3 階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和 6 年 5 月 2 日
効力発生日	令和 6 年 5 月12日
有効期限	令和 8 年 5 月11日
発行登録番号	6 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1 兆円
発行可能額	1 兆円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和 6 年10月16日（提出日）である。

【提出理由】 令和 6 年 5 月 2 日付発行登録書（その後の訂正を含む。）について、「第二部 参照情報 第 1 参照書類」における記載事項を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当なし

【訂正内容】

（以下の訂正が令和6年5月2日付発行登録書（その後の訂正を含む。）の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示される。）

< 訂正前 >

第二部 参照情報

第1 参照書類

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

事業年度 2024年度中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月30日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2025年度中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

6 外国会社臨時報告書

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年9月17日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの）を令和6年9月17日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

第二部 参照情報

第1 参照書類

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

事業年度 2024年度中（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

2024年9月19日に関東財務局長に提出

事業年度 2025年度中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年9月30日までに関東財務局長に提出予定

6 外国会社臨時報告書

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年9月17日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの）を令和6年9月17日に関東財務局長に提出

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年10月16日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づくもの）を令和6年10月16日に関東財務局長に提出